

子どもたちが
何を
見ているか
知っ
ていま
すか？

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

——平成21年4月1日より施行されます。——

子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるように、フィルタリングソフト・サービスを使うなど、保護者の方も配慮が必要です。

- アダルトサイト、出会い系サイト、自殺をそそのかすサイトなど、子どもたちにとって有害な情報を含むサイトの閲覧をできるだけ少なくするための法律が施行されます。
- 携帯電話では、18歳未満の青少年が使用する場合には、フィルタリングサービスが原則として提供されます。
※保護者は、携帯電話を18歳未満の青少年が使用する場合には、その旨を申し出る義務があります。
- パソコンをはじめ、ゲーム機など、その他のインターネット接続できる機器では、フィルタリングソフト・サービスが利用しやすくなります。

内閣府 総務省 経済産業省 内閣官房IT担当室 警察庁 文部科学省

詳しくはこちら

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

この広告に掲載されている内容は、2009年2月現在のものです。掲載内容については、予告なく変更になる場合がございますので予めご了承ください。

